平成２５年（ヒ）第２０１１号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目５番７号
清算株式会社　株式会社Ｊファクター
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０８４号
東京都中央区銀座２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社富北
１　決定年月日　平成26年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１８号
横浜市都筑区東山田町1377番地の11
清算株式会社　株式会社安河産業
代表清算人　安治　正博
１　決定年月日　平成26年３月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各債権者に対し、清算株式会社の資産から、公租公課、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、その債権元本に応じて按分して支払い、すべての残債権の免除を受ける。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、各債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額をその債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時優先してこれを支払う。
４　協定における弁済は、各債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
５　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号
静岡県富士市北松野1652番地の３
再生債務者　久保田運送有限会社
１　決議に付する再生計画案　平成26年３月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年５月22日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年５月15日
平成26年３月26日　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（再）第２号
静岡県富士市北松野1597番地
再生債務者　久保田　務
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年５月22日午後２時40分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年５月15日
平成26年３月26日　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（再）第３号
静岡県富士市北松野1597番地
再生債務者　久保田木綿子
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年５月22日午後２時50分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年５月15日
平成26年３月26日　静岡地方裁判所富士支部

再生計画認可

平成２５年（再）第９号
大阪府寝屋川市太秦高塚町12番１号
再生債務者　株式会社リサイクル・アンド・イコール
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年３月26日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
北海道上川郡鷹栖町2889番地50
再生債務者　株式会社旭川アルダス
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月18日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再）第４号
東京都中央区佃１丁目11番７―2210号、再生手続開始決定時の居所埼玉県上尾市今泉541―１
再生債務者　片岡　俊之
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第１号
兵庫県尼崎市道意町６丁目48番３号、認可決定時の本店所在地兵庫県尼崎市大浜町２丁目28番７号
再生債務者　難波金属株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月20日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６号
栃木県足利市千歳町14番地１
再生債務者　丸山　浩明
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月14日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（再イ）第８６号
東京都大田区本羽田２―１―22―201
再生債務者　小梁川啓二
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第９４号
東京都豊島区池袋本町１―８―１
再生債務者　高橋　敦司
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１０９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字南辻５―11
再生債務者　大澤　晃央
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１３１号
千葉県千葉市中央区宮崎町518―76
再生債務者　榊原　利尚
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部